居宅訪問型保育事業
（ベビーシッター）集団指導

令和８年度

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課

ともに生きる社会 かながわ憲章
あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
ともに生きる
ともに生きる社会かながわ憲章 検索

目次

はじめに

第１章　私設保育施設の制度について

第２章　私設保育施設指導監督基準について

第３章　幼児教育・保育の無償化について

はじめに（私設保育施設の概要）

私設保育施設（認可外保育施設）とは？

児童福祉法第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務又は第３９条第１項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設であって、同法第３４条の１５第２項若しくは第３５条第４項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第１項の認可を受けていない保育施設

【施設類型】

私設保育施設

- 夜型保育施設（ベビーホテル）：夜間保育、宿泊を伴う保育のいずれかを行っている施設
- 事業所内保育施設：企業などにおいて従業員の乳幼児などを対象とした施設
- 幼稚園併設施設：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設
- **居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）**：乳幼児の居宅において保育を行う事業
- その他の保育施設：etc

目次

はじめに

第１章　私設保育施設の制度について

第２章　私設保育施設指導監督基準について

第３章　幼児教育・保育の無償化について

第１章の構成

第１章　私設保育施設の制度について

１　届出の義務

２　報告の義務

３　県の指導監督

届出の義務

1　届出の義務　（設置届、変更届、休止・廃止届）

（1）　届出先：施設所在地の市町村の保育担当課、または県次世代育成課
　※県次世代育成課への届出はe-kanagawa電子申請のみ

（2）　届出期限：届出が必要となる事由が発生してから１か月以内

（3）　届出方法等
- 市町村の保育担当課：届出先の市町村の保育担当課にご確認ください
- 県次世代育成課：県HP掲載のe-kanagawa電子申請フォーム

（4）　その他：様式は県ホームページから入手

届出の義務

（５）－１　設置届（第１号様式）

届出が必要となる場合【児童福祉法第５９条の２第１項】
- 新たに保育施設を開設した場合
- 休止していた施設を再開する場合

添付資料
① 私設保育施設運営状況報告（第４号様式）
② 施設の案内リーフレット等（利用者に配布等を行っているもの）
③ 利用者に提示しているサービス内容が記載された資料
④ 保険会社との契約書類の写し
⑤ 保育従事者のうち有資格者の資格が確認できる書類
⑥ 職員の研修受講状況が分かる書類
⑦ 子どもの預かりサービスマッチングサイトを利用する事業者は、そのサイトにおいて提供するサービスの内容に関する情報が掲載されたページの写し
⑧ 自主点検表（無償化対象施設の申請を予定している場合のみ）

届出の義務

（５）－２　変更届（第２号様式）

届出が必要となる場合【児童福祉法施行規則第４９条の4】

- 施設の名称及び所在地
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 建物その他の設備の規模及び構造
- 施設の管理者の氏名及び住所
- 届出対象施設でなくなった時
- 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けた否かの別（受けたことがある場合には、 その命令の内容を含む。）
- 開所している時間
- 入所定員
- 施設の電話番号
- 施設のメールアドレス

届出の義務

（５）－３　休止・廃止届（第３号様式）

届出が必要となる場合
施設を休止又は廃止する場合【児童福祉法第５９条の２第２項】
（県外に移転する場合も含む。再開するときは、再度設置届を提出）

★ 罰 則
届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合がある。
【児童福祉法第６２条の４】

★留意事項
ベビーシッターのマッチングサイトに登録している場合や、派遣会社に所属している場合であっても、法令上の届出が必要となる。

報告の義務

２　報告の義務

私設保育施設の設置者は、県知事に、定例的に施設の運営状況を報告するとともに、施設内で事故等が生じた場合には随時報告を行うことが義務付けられている。【児童福祉法第59条第１項及び第59条の２の５第１項】

（１）　定例報告（運営状況報告）

① 年度当初の定例報告【第４号様式】
毎年4月１日の運営状況を４月末までに報告

② 年度途中の定例報告【第５号様式】
毎年10 月１日の運営状況を１０月末までに報告

（２）　臨時報告（特別報告）

事故等が生じた場合【第６号様式】

- 保育中に、死亡事故、治療期間が30 日以上の負傷や疾病を伴う事故、食中毒等の重大な事故が生じた場合、発生後速やかに報告する。
（骨折の場合も必ず報告）

- 特に重大な事故（乳幼児の死亡等）の場合は電話にて至急報告のうえ、書面で報告するようにする。

報告の義務

○ 報告が必要となる施設
ベビーシッターを含む全ての私設保育施設

○ 提出先
定例報告：施設所在地の市町村の保育担当課
随時報告：神奈川県次世代育成課

○ 提出方法等
定例報告：届出先の市町村の保育担当課にご確認ください
随時報告：第６号様式記載の送付先にメールにて提出

※　報告様式は県ホームページから入手

県の指導監督

３　県の指導監督

（１）立入調査

○　県では、私設保育施設（ベビーシッターを含む）に対し、施設が提供する保育の質を確保し、児童の安全確保を図る観点から、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかどうかを確認するため、立入調査を行っている。
【児童福祉法第５９条第１項】

（２）集団指導

○　ベビーシッターについては、立入調査に代えて集団指導を年１回以上行う。
【認可外保育施設指導監督の指針（令和６年３月２９日付けこ成保第２０６号こども家庭庁育成局長通知別紙　令和８年４月２日第２次改正）】

（３）認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

○　県は（１）もしくは（２）を実施し、私設保育施設指導監督基準を満たしていることを確認した場合に
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付する。

県の指導監督

（４）ベビーシッターに対する立入調査

○　ベビーシッターについて、次のような場合には、前ページ(２)にかかわらず立入調査を行う。

- 苦情等の内容が深刻である場合、苦情等の件数が多い場合
- 研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合（事業者が対象）
- その他県が必要と判断する場合

（５）　罰則

児童福祉法第６２条

次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

第１号～第６号（略）

第７号　正当な理由がないのに、第５９条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

指導監督

（６）集団指導の流れ

〇　事業者

・集団指導の受講（当該研修資料を理解のうえ集団指導受講確認票の提出）
・集団指導チェックシートの提出

〇　神奈川県

・提出された集団指導受講確認票および集団指導チェックシートを確認
・私設保育施設指導監督基準への適合を確認し結果通知を送付

＜私設保育施設指導監督基準に適合している場合（証明書未交付施設）＞

・「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付する。

＜指摘事項がある場合＞

・結果通知が届いたら、改善報告書を提出してください。

※改善報告書にて改善が確認された場合、証明書未交付施設には、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付する。
　なお、証明書交付済施設で改善が確認されない場合は証明書の返還をすることになる。
　改善の方法は、県ホームページで確認

指導監督

立入調査（集団指導含む）で文書指摘を受けた場合の流れ

※１　口頭指摘が連続すると文書指摘になる場合がある

※２　手続きの途中で改善されれば、処分への手続きは中止する

集団指導①	文書指摘１回目
集団指導②	文書指摘２回目（１回目と同一項目）
改善指導出頭要請	改善不十分・計画未提出の場合、出頭要請
特別立入調査	改善報告の受領後に実施
改善勧告	改善不十分・計画未提出の場合
特別立入調査	改善勧告に係る改善報告あり・未提出の場合
公　表	改善されない場合
処分手続	弁明機会の付与 児福審の意見聴取
処　分	事業停止命令又は施設閉鎖命令

目次

はじめに

第１章　私設保育施設の制度について

第２章　私設保育施設指導監督基準について

第３章　幼児教育・保育の無償化について

第２章の構成

第２章　私設保育施設指導監督基準について

- 保育に従事する者の数及び資格
- 保育室等の設備
- 非常災害に対する措置
- 保育内容
- 給食
- 健康管理・安全確保
- 利用者への情報提供
- 備える帳簿等

児童福祉法第６条の３第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用していないもの、ならびに複数の保育に従事する者を雇用しているもの）の指導基準等より抜粋してお知らせします。

保育に従事する者の数及び資格

１．原則、保育に従事する者１人に対し乳幼児１人の保育です

＊当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外としてこれを適用しないことができる。

２．保育従事者は、以下のいずれかを満たす必要があります

① 保育士（又は、国家戦略特別区域限定保育士）
② 看護師（准看護師を含む）
③上記以外の従事者については、次のいずれかの研修を修了した者

- ○　県が実施する認可外ベビーシッター研修
- ○　地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）　※企業主導型保育助成事業の実施主体が実施する研修も含む。
- ○　公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- ○　指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修および卒業。

保育に従事する者の数及び資格

３．保育士でない者の名称について

＊保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはいけない。

保育室等の設備

1．保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めてください

＊玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなどを備える。

非常災害に対する措置

１．防災上の必要な措置を講じてください

＊火災、地震等の災害発生時における対処方法等
（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む）について
検討及び実施する。

保育内容

１．保育所保育指針を参考に適切な保育を実施してください

・乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握する。

・乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等バランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように十分な配慮をする。

・乳幼児の生活リズムに沿った保育を実施する。

・乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育をしない。

保育内容

２．保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図ってください

・保育所保育指針を理解する機会などを設ける。

３．乳幼児の人権に対する十分な配慮をしてください

・乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることをしない。

４．児童相談所等の専門的機関との連携を図ってください

・虐待等不適切な養育が疑われる場合に
専門的機関と連携する等の体制をとる。

保育内容

５．保護者との密接な連絡及び緊急時の連絡体制を整えてください

・連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を実施する。

・緊急時に保護者やかかりつけ医等に早急に連絡できるよう、緊急連絡先を把握する。

給　食

1．食事を提供する場合には、衛生面等必要な注意を払ってください

・食器等の適切な衛生管理をする。

・乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等）に配慮した対応を実施する。

・調理や調乳を行う場合、実情に応じて検便を実施する。

健康管理・安全確保

１．乳幼児一人一人の健康状態を観察してください

・預かりの際は保護者から健康状態の報告を受け、引き渡しの際は状態を報告する。

２．職員の健康診断を実施してください

・職員を採用する場合は、採用時および１年に１回の健康診断を実施する。

３．感染予防のための対策を行ってください

４．乳幼児突然死症候群への注意を払ってください

・睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し、仰向け寝の徹底をする。

健康管理・安全確保

5．「安全計画」を策定し、安全確保に配慮した保育を実施してください

・計画に基づき定期的な訓練を実施し、適宜見直しを図る。

・保護者に(及び職員がいる場合は職員に)対し安全計画について周知する。

・施設外の活動やその他児童の移動のために自動車を運行するときは、点呼等により所在を確認する。

・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講する。

・賠償責任保険等へ加入するなど万が一の事故に備える。

・事故発生時の体制を整え、適切な対応を図る。
（事故発生時の記録および市町村経由で都道府県知事等への報告等）

利用者への情報提供

施設及びサービスに関する内容の提示（全項目必須）

- 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 事業を開始した年月日
- 保育提供可能時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じた事がある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- 利用定員
- 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- （提携している場合）提携先の医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 設置者が過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む）

※「ここdeサーチ」でも上記事項を掲載する必要があります。

利用者への情報提供

※「ここdeサーチ」掲載内容について、未入力もしくは内容変更がある場合

サイト内検索　事業者の方へ　私設保育施設　検索

神奈川県
Kanagawa Prefectural Government

防災・緊急情報　選んで探す　分類から探す

ホーム > 健康・福祉・子育て > 出産・子育て > 子ども・子育て支援 > 事業者の方へ（私設保育施設）

事業者の方へ（私設保育施設）

神奈川県の私設保育施設（認可外保育施設）についてのページです。

届出様式等

私設保育施設における「ここdeサーチ」掲載内容（変更届出項目を除く）について変更がある場合は、以下から申請してください。

私設保育施設ここdeサーチ掲載内容変更申請　←　県ＨＰで検索　こちらをクリック

利用者への情報提供

行政による情報提供

知事は、毎年、施設の運営の状況その他児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、公表することが定められている。

県では、保育施設に関する情報提供をインターネットにより行っている。

（ここdeサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）
https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do）

利用者への情報提供

サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

（全項目必須）

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 事業所の名称及び所在地
- 事業所の管理者の氏名
- 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- （提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

利用者への情報提供

※ 提示書類と交付書類を兼用できる参考様式を掲載しています

サイト内検索　事業者の方へ　私設保育施設　検索

神奈川県
Kanagawa Prefectural Government

防災・緊急情報　選んで探す　分類から探す

ホーム > 健康・福祉・子育て > 出産・子育て > 子ども・子育て支援 > 事業者の方へ（私設保育施設）

事業者の方へ（私設保育施設）

神奈川県の私設保育施設（認可外保育施設）についてのページです。

令和７年度居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）集団指導

5参考様式

施設及びサービスに関する内容、契約内容の提示例（ワード：19KB）　← 参考様式

施設及びサービスに関する内容、契約内容の提示例（記載例）（PDF：106KB）　← 記載例

備える帳簿等

利用乳幼児に関する書類等を整備してください

- 利用乳幼児及び保護者の氏名
- 乳幼児の生年月日及び健康状態
- 保護者の連絡先
- 乳幼児利用記録ならびに契約内容等

目次

はじめに

第１章　私設保育施設の制度について

第２章　私設保育施設指導監督基準について

第３章　幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化

１　制度の概要

神奈川県内に所在する私設保育施設が無償化の対象となるためには、施設の設置届の受理後に神奈川県が行う立入調査等（居宅訪問型保育事業に係る集団指導を含む）において、私設保育施設指導監督基準の全項目 について適合していることが確認された場合に交付される「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が必要です。 この証明書を添付して、所在市町村に確認の申請を行い、当該市町村からの確認を受けることで、私設保育施設は無償化の対象となることができます。

令和６年10月以降、無償化の経過措置終了に伴い、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていない場合は、無償化の対象外となりますのでご注意ください。

幼児教育・保育の無償化

２　施設ごとの制度の特徴

注：保育所・幼稚園等の
利用児童は併用できない

認可外保育施設等※１を利用している方

年齢※２	区分	2019年9月までの保育料（月額）	2019年10月からの保育料（月額）
３～５歳	全ての世帯	施設が定めた額	月額37,000円まで無償※３
０～２歳	生活保護世帯	施設が定めた額	月額42,000円まで無償※３
	住民税非課税世帯（年収260万円未満）		
	上記以外の世帯		今までと同じ

※１　認可外保育等：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ
※２　３歳の誕生日を迎えた次の4月（3歳児クラス）から小学校入学前までの3年間
※３　上限額を超えた分は自己負担になります。
お住まいの市町村から保育の必要性の認定を受けられる方に限ります。

幼児教育・保育の無償化

無償化の手続き

※様式は市町村が定めている。ベビーシッターは領収書、提供証明書の発行が必要

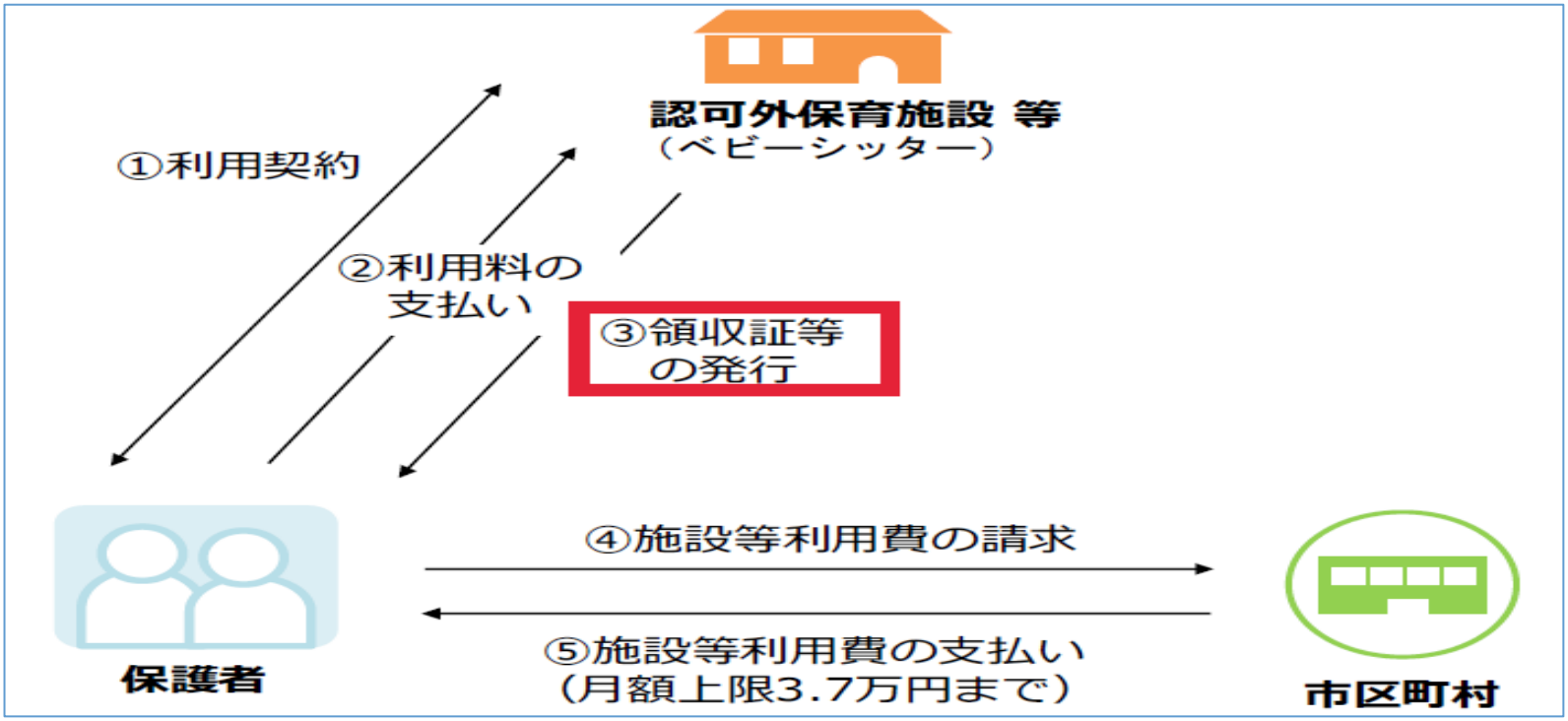

※　無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

おわりに

手引きをご用意しています。

私設保育施設（認可外保育施設）
運営の手引き 改訂版

かながわきんたろう

神奈川県では、乳幼児の保育を行なう施設で認可保育所以外のものを総称して私設保育施設と呼んでいます。
私設保育施設については、児童福祉法により、事業所内の施設等を除き届出等が義務づけられているうえ、子どもの保育を行ううえで遵守が望まれる指導基準等が定められています。

この冊子は、子どもたちのよりよい保育をめざして、施設の適切な運営を行っていただくための手引きです。

令 和 6 年 度

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部

次世代育成課

運営の手引き https://www.pref.kanagawa.jp/documents/29280/r6uneinotebiki.pdf

問合せ先
神奈川県次世代育成課監査グループ
電話：045-210-4669
Eメール：jisedai.532@pref.kanagawa.lg.jp

おわりに

資料は以上です。
受講お疲れ様でした。

★集団指導受講確認票の提出をお願いします。
（提出をもって受講とみなします。）

★集団指導チェックシートおよび必要書類の提出もお願いします。